

# 自治体法務WG検討結果報告書を踏まえたフォローアップ提案 ～関係機関が連携した法令研究・研修の実施に向けて～

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会  
(道、北海道市長会、北海道町村会により設置)

## 1. 趣 旨

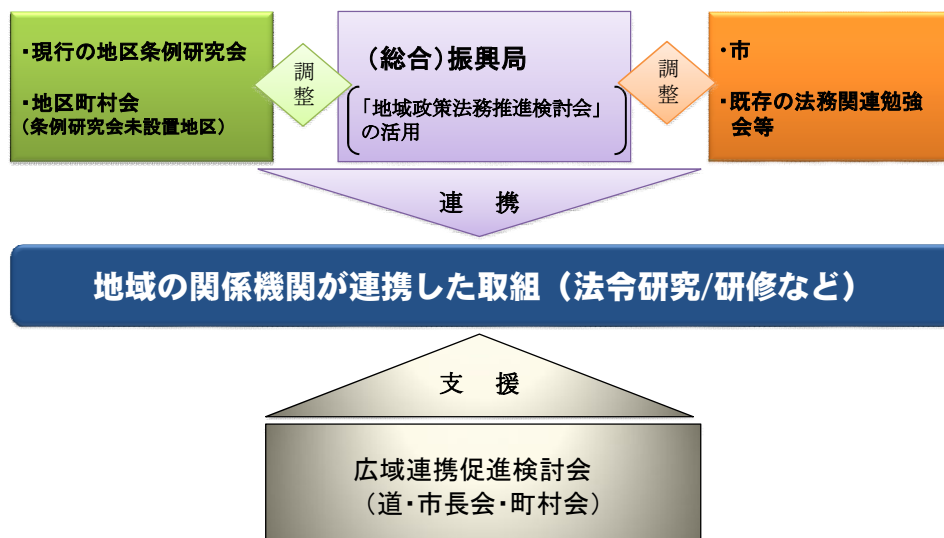
法令による義務付け・枠付けの見直しなどの地域主権改革の進展に伴い、自治体における条例の制定や改正など法制執務能力の向上を図ることが求められている中で、大規模市を除く多くの市町村では、専任の職員配置が難しく、また、周辺自治体の政策展開の動向も見極め、条例制定などについて検討することが重要となっている。

このため、検討会のもとに設置した「自治体法務ワーキンググループ」では、情報交換や法令研究などを広域的に連携して実施するための方向や効果などを盛り込んだ報告書を平成23年8月に取りまとめ、市町村に幅広く配布したところである。

これを受け、道では、各振興局に「地域政策法務推進検討会」を設置し、介護保険などの部会を立ち上げ、市町村と情報共有や意見交換を行う場を設けたが、地域が自己決定・自己責任の下に主体的に政策決定を行っていくためには、検討会や、地区町村会が設置する「地区条例研究会」を有効に活用し、法制執務能力に止まらず、政策立案能力の向上につながる仕組みづくりを着実に進めていくことが必要と考えられる。

こうした体制の整備に向けた検討に資するため、地域において、自治体が連携して法令研究などを行っている先進的な事例等をフォローアップ提案として市町村に情報提供するものである。

【参考】「自治体法務ワーキンググループ検討結果報告書」(H23.8) から抜粋



## 2. 関係機関が連携した法令研究・研修の現状

### (1) 条例研究会等の設置状況

北海道町村会法務支援室では、道内の町村からの相談や法務に関する情報提供や研修などを行っているほか、町村をメンバーとした「北海道町村会条例研究会」を設置し、各町村に共通する条例の制定や改正等に係る課題等を研究し、その成果を提供するなど、職員の法務能力の向上をはじめ、法務体制の確立に向けた支援を行っている。

また、地域において法制事務に関する課題などについての調査・研究や意見交換を行うことにより、法制能力の向上が図られるよう、地区町村会ごとに「地区条例研究会」の設置を進めており、現在、9つの「地区条例研究会」等が設置(予定含む。)され、このうち、5地域においては、市も参加(オブザーバー参加を含む。)している。

#### □ 条例研究会等の設置状況 (※はオブザーバー)

(H24.2 末現在)

| 条例研究会等の名称      | 設置年月日     | 構成市町村等                           |
|----------------|-----------|----------------------------------|
| 空知町村会条例等研究会    | H21.1.26  | 管内全町(14町) (H24.2 4市がオブザーバー参加)    |
| 後志地区条例研究会      | H20.10.28 | 管内全町村(19町村)                      |
| 渡島地区条例研究会      | H23.10.13 | 管内1市9町                           |
| 上川管内中央部自治体法制部会 | H11.10.1  | 鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町 |
| 宗谷地区条例研究会      | H22.4.1   | 管内全町村(9町村) (H23.10 1市がオブザーバー参加)  |
| 留萌地区条例研究会      | H24.4 予定  | 管内全市町村(8市町村)                     |
| オホーツク地区条例研究会   | H23.8.18  | 管内全町村(15町村)                      |
| 釧路管内法制・総務事務研究会 | H9.5.23   | 管内全市町村(8市町村)、釧路町村会(※)、釧路総合振興局(※) |
| 根室地区条例研究会      | H21.11.4  | 管内全町(4町)                         |

### (2) 法務研修の実施状況

北海道町村会法務支援室では、地域からの要望に基づき、地区町村会ごとに研修を実施している。

#### □ 基礎研修

- ・法制執務概論、法令立案の要領・方式、法令の用字・用語、演習等

#### □ 応用研修

- ・債権管理(基本原則、債権区分、債権の管理手続き、時効制度、裁判所の手続きの活用、債権管理条例等)
- ・職員の身分取扱い(地方公務員制度に関する法体系、地方公務員の範囲と要件、職員の任命、服務と責任等)
- ・論点及び問題点の把握から解決まで(法律の関係、例題設問、設例、委員会等の設置等)

#### □ 出張法務研修

- ・法制基礎、法制執務概論、債権管理等

#### □ 政策法務研修(予定)

- ・法制担当、担当課職員及び弁護士による意見交換等

### 3. 参考となる事例の紹介

#### (1) 「地区条例研究会」の特色ある取組

##### ① 市と町村の連携した取組

条例の制定や改正に関しては、国の法令等の情報を共有し、幅広く意見交換するとともに、市と町村が連携して、互いに政策展開の方向などを確認し、具体的に条例の内容等を検討していくことが有効である。

空知管内では、「空知町村会条例等研究会」へのオブザーバーとしての参加を空知町村会から市に提案し、本年2月に4市が参加している。

他の地域においても、参加の形態は別として、市に参加を積極的に働きかけていくとともに、今後、地区町村会において、新たに「地区条例研究会」の設置をしようとしている地域については、当初から市も含めた組織づくりを検討することが望ましいと考える。

#### 「空知地域」の取組

- 空知地域においては、自治体法務WGの報告書を踏まえ、法制執務能力向上に向けて、空知総合振興局、市、町村の連携に取り組んでいる。

#### 「空知町村会条例等研究会」への参加

#### 「応用研修」への参加

- 平成23年11月に開催した地域政策法務推進検討会において、空知町村会から市に対し、研修や「空知町村会条例等研究会」へのオブザーバーとしての参加を提案。
- 本年2月開催の「空知町村会条例等研究会」には、管内4市が参加し、地域主権一括法の対応について、情報提供・意見交換などを実施。
- 平成24年度の空知地区の応用研修に、総合振興局から市に対し参加案内を行う予定。

## ② 宗谷地区条例研究会の取組

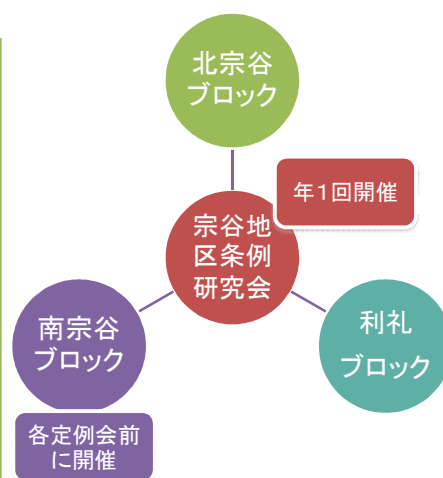
「地区条例研究会」の構成市町村が毎回一同に会することは、地理的条件や構成団体数などから、難しい場合もあり、近隣のブロックごとに意見交換を行うことも、有効な手法と考えられる。

「地区条例研究会」の立ち上げにあたっては、予め近隣の「地区条例研究会」に参加することにより、具体的な必要性を実感するなどの取組も有効である。

なお、「宗谷地区条例研究会」については、上川管内中央部自治体法制部会に参加し、その必要性について理解を深め、独自に研究会を立ち上げた経緯があり、これから研究会を設置しようとする地域にあつては、近隣の研究会に参加し、また、講師として招聘し、取組の事例や効果を確認した上で、検討していくことも有効と考えられる。

### ブロックを活用した取組事例

- 町村の法務担当職員の横のつながりを作るため、宗谷管内町村を3ブロックにわけ、ブロック研究会ごとに各議会の開会前に開催し、意見交換を実施。  
→改正条例や新規条例のチェックや法令解釈に係る意見交換を行うことにより、条例の改正・策定漏れの解消を図っている。
- また、年1回程度、地区全体の条例研究会を開催し、各ブロックの研究発表及び意見交換を実施。
- 地域主権一括法への対応についても、3ブロックで分野ごとに分担を決めて検討する予定。



### 「宗谷地区条例研究会」の立上事例

- 「地区条例研究会」立ち上げの前段階として、北海道町村会条例研究会の委員（枝幸町職員）を中心に、南宗谷3町（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）の職員が、上川管内の研修会、上川管内中央部自治体法制部会に参加し、活動・運営状況を確認。
- その後、南宗谷3町において、条例研究会に向けた準備会を定期的に開催。
- 南宗谷地域における、準備会として2年程度の試行を踏まえ、管内全域による「宗谷地区条例研究会」を設置。

#### 運営状況の確認

- ・北海道条例研究会委員、南宗谷3町職員が上川管内の研修会、研究会に参加

#### 試行

- ・南宗谷3町で研究会準備会を開催

#### 設置

- ・宗谷地区条例研究会を設置

## (2) 「地区条例研究会」の活動内容の具体例

### ① 後志地区条例研究会

後志地区条例研究会では、議会定例会前(年4回)ごとに集まって、法令の制定に伴う条例等の制定や改正など法制執務に関する情報交換や研修などを実施し、法制執務能力の向上に努めているほか、研究会の設置を契機に法制担当者の日常的なネットワークづくりにも取り組んでいる。

#### I 日常的な法制執務に関する取組

- 研究会のメンバーである各町村の法制担当者は、その多くが専門職員として法制執務に携わっていないことから、研究会では日常業務に直接役立つ共通のテーマとして「地方自治法の改正」や「給与条例改正」など、法令の改廃に伴う町村例規への影響を中心に研究・協議する機会を増やしている。

具体的には、条例や規則の改正に当たって留意する事項や改正のポイント等について意見交換を行っている。

研究会では、議会定例会が開催される時期に合わせて年4回開催することを申し合わせており、研究会への参加率も非常に高くなっている。

#### II 法制執務に対する研究・情報交換

- 各町村の法制担当者が抱えている疑問や課題の解決のため、研究会で取り上げてほしいテーマや事例等をメンバーに事前に意向調査を行い、研究・協議を行っている。

研究会で取り上げるものは、法制執務に関する基礎的事項から町村で抱えている課題解決のための法令解釈など様々であり、そのすべてについて研究会で結論を出すことはできないものの、研究会に研究テーマや町村の課題を気軽に提起できる環境づくりを心がけている。

#### III 町村独自の取組についての研究

- 研究会では、日常的な法制執務に関する研究テーマの研究・協議が多くなっているが、独自に制定した条例や新旧対照表方式による例規改正など、町村が独自に取り組んでいるものを研究テーマとして取り上げ、政策法務的な活動にも取り組んでいる。

#### IV 法制担当者のネットワークの構築

- 研究会は、年4回の開催となっていることから、日常的に情報の共有や意見交換ができる現状にはないが、研究会の設置を契機に町村間により自発的な情報交換が行われ、町村が独自で行った例規改廃等の対応に関する調査結果(管内の状況)がメンバーに配布されるなど、管内における法制執務に関するネットワークが徐々に構築されつつある。

## ② 上川管内中央部自治体法制部会

上川管内中央部自治体法制部会では、議会定例会前(年 4 回)ごとに提出予定議案等を持ち寄り、情報交換を行うとともに、あわせて研修や演習などを行うことにより、条例等の策定・改正漏れの解消をはじめ、法制執務能力の向上に向けた取組を行っている。

最近は、事例研究による討議を重ねながら、顧問弁護士のアドバイスをもらい各町の法務能力の向上に努めている。

### I 法令実務に関する講義・研修

#### 【最近の事例】

- 研修（H22.11 開催）（講師：北海道町村会法務支援室）
  - ・ 臨時職員の給与に関する条例制定について
  - ・ 冷凍倉庫に係る課税誤りについて
- 研修（H21.6 開催）（講師：北海道町村会法務支援室）
  - ・ 職員の身分取扱いについて
  - ・ 地方分権時代における条例制定権  
～都道府県条例と市町村条例の関係の一考察について

### II 事例研究等の討議

#### 事例 1

##### ○ 第3セクター等に対する損失補償契約について

地方公共団体が第3セクター向けの損失補償契約を締結することについては、これまで行政実例を踏まえ適法とされてきたが、近年の判例においては、一定の損失補償契約を違法、無効とする事例も見られることから、各町における状況について、意見交換を行った。

また、顧問弁護士から事例、判例研究等についてアドバイスをもらうことにより、損失補償契約の考え方について理解を深めた。

#### 事例 2

##### ○ 遺失物法改正に伴う町所管施設における拾得物の取扱いについて

A町では、平成 18 年の遺失物法の改正を契機に、町有施設等における拾得物の取扱いを整理し、「拾得物件取扱要領」を制定したことから、本部会に提供し、情報共有を図った。



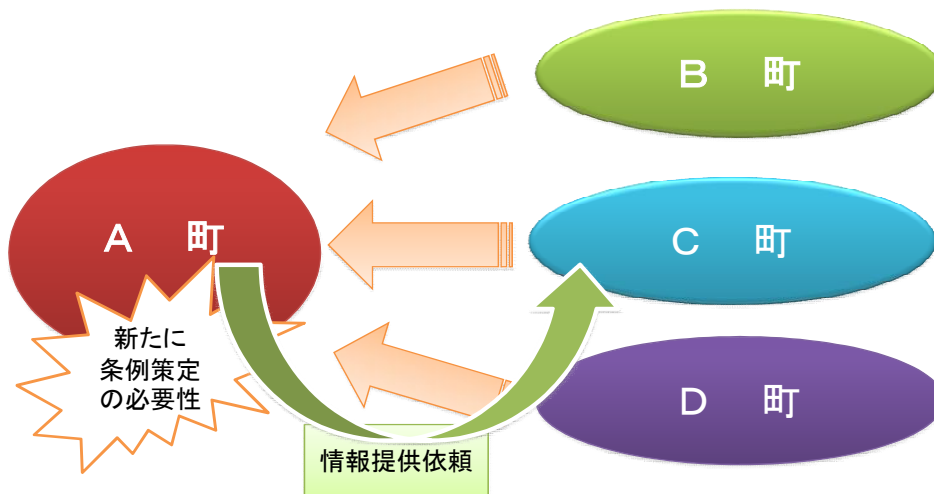
### 事例3

#### ○ 職員の公務員倫理、コンプライアンス等について

B町においては、議会による決算不認定が生じたことを契機に、職員の倫理意識やコンプライアンス(法令遵守)の向上を図るため、職員倫理、サービス、違反時の対応(懲戒基準、手続きなど)について、条例や規則等を定めたことから、本部会に提供し、情報共有を図った。

### Ⅲ 条例制定等に伴う意見交換

条例等の制定や改正の時に、他の構成町の事例確認や意見交換を行うことにより、より適正な対応が可能となる。



### 事例4

#### ○ 地縁団体の認可事務について

これまで自治会や町内会等の任意団体は、団体名義で保有不動産等を登記することができなかったが、平成3年の自治法改正以降、「地縁団体」として市町村長の認可を受けることにより、法人格を取得し、団体名で不動産等の登記が可能となっている。

C町では、住民から地区で使用している建物を登記したいという申し出を受け、「地縁団体」の認可事務に係る要綱、手引き等の他団体の策定状況等について、情報提供を依頼した。

## 4. その他

### (1) 全道的な「法務専門研修」

北海道町村会が平成23年度から開催している「法務専門研修会」について、平成24年度には研修機会の拡大を図ることとし、試行として道職員、市職員が参加する形で実施することとしている。

#### 研修機会の拡大

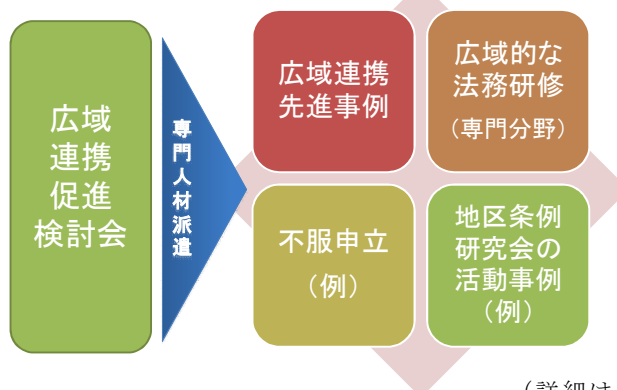
- 北海道町村会においては、平成23年度から、全道の町村職員を対象として、町村が抱える共通の特定分野の課題に対応することを目的とした「法務専門研修会」を実施している。
  - ※ 現在の取組状況【北海道町村会主催】
    - 平成23年度法務専門研修会(H23.7.26 13:30～17:00 開催:札幌市)
    - ・不利益処分にあたっての留意点について
    - ・不服申立書が提出されたときの手続きについて
- 平成24年度においては、自治体法務ワーキンググループの報告書を踏まえ、市町村職員・道職員の研修機会の拡大を図るため、試行として、この研修会への道職員、市職員が参加する形で実施する予定。

### (2) 地域における法務研修等への支援（講師派遣）

「広域連携促進検討会」では、道内各地域の広域連携に関する様々な相談などに対応し、情報提供をはじめ、専門的な助言や人材の派遣など、地域における広域連携の取組を支援することとしており、法務分野でも、例えば、研究会の立ち上げに当たり、研究会を設置している地域の職員や学識経験者からのご意見を参考にしながら検討していくことが望ましいと考えており、「促進検討会」の支援機能を有効に活用していただきたい。

#### 法務分野での活用など

- ・条例研究会の未設置地域などを対象に、道内他地域の条例研究会の活動事例紹介するための講師の派遣
- ・広域により、法務研修(専門分野)等を行う際の講師の派遣



(詳細は別紙参照のこと)



# 「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」の相談対応等について

## 1 基本的な考え方

道内各地域の連携に向けた動きを的確に把握し、広域連携に関する各種課題の解決に資するため、専門的な助言、情報提供、専門人材の派遣などの各種の相談（照会）に対応するとともに、既存施策の活用など、効果的な支援策のあり方についても検討する。

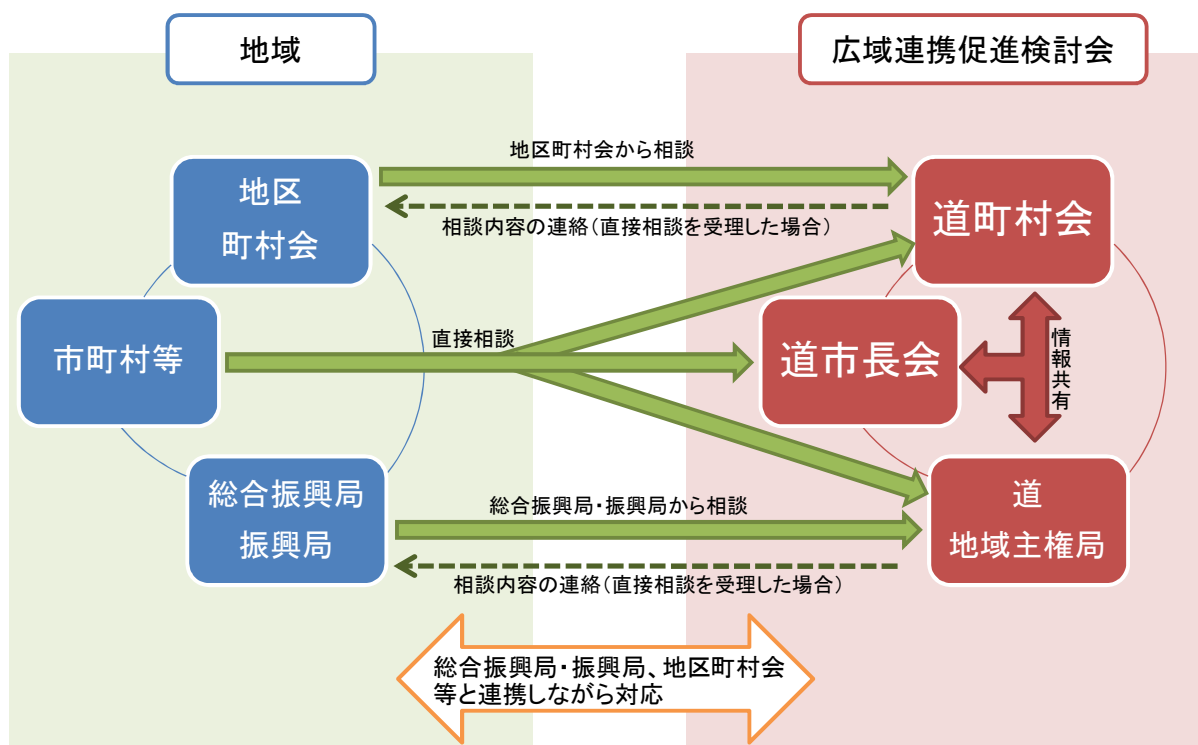
## 2 相談（照会）案件の対象

市町村単独で連携を模索している状態のもの、地域内で検討に着手しているもの、ある程度道筋がついているものなど、検討熟度（段階）に拘わらず、広域的な連携の取組に関する相談（照会）に幅広く対応する。

## 3 相談（照会）の受付

地区町村会または総合振興局・振興局から相談を受ける場合のほか、市町村等から道市長会、道町村会、道（地域主権局）の何れかに相談（照会）を行う場合にも対応する。

なお、後者の場合、受理した相談（照会）内容は、地区町村会及び総合振興局・振興局に連絡する。



## 4 対応

別紙「広域的な連携の取組に関する相談・照会票」により、相談（照会）の内容について、関係部局等の意見を踏まえ上で、総合振興局・振興局、地区町村会等と連携しながら対応する。

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 月日 | 受理者 | 回 覧 |
|    |     |     |

**広域的な連携の取組に関する相談・照会票**

|   |               |  |        |     |  |
|---|---------------|--|--------|-----|--|
| 依頼日                                       | 平成 年 月 日      |  |        |     |  |
| 依頼者                                       | 機 関 名         |  |        |     |  |
|   | 連 絡 先 担 当 者   | 住 所  |        | TEL |  |
|   |               | 所 属  |        | FAX |  |
| 氏 名                                       |               |  | e-mail |     |  |
| 相<br>談<br>・<br>照<br>会<br>の<br>内<br>容<br>等 | 区<br>分        | 1 専門的な助言    2 関係情報の提供    3 人材の派遣    4 連携先との調整    5 その他<br>(コーディネーター) |        |     |  |
|   |               | 〔これまでの取組経過〕  |        |     |  |
|   |               | 〔苦慮している内容〕   |        |     |  |
|   | 〔相談・照会の具体的内容〕 |  |        |     |  |